

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月12日  
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	ケイエル・リース&エステート株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号 株式会社大屋 愛媛県西条市西田甲590番地2																											
大規模小売店舗の名称及び所在地	エブリイ・マック高松レインボー店 香川県高松市多肥上町字日暮1319番ほか																											
<p>1. 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 1,719平方メートル (変更後) 2,520平方メートル</p> <p>2. 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>1. 駐車場の位置及び収容台数 (変更前)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>位置</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>A棟・B棟西側(添付図面3に記載のとおり)</td> <td>70台</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>70台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※駐車場整備台数179台の内70台を来客用の届出駐車台数、4台を自動二輪車兼用の駐車台数、20台を従業員用の駐車台数、85台を臨時駐車台数とする。</p> <p>(変更後)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>位置</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>A棟・B棟・C棟西側(添付図面4に記載のとおり)</td> <td>112台</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>112台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※駐車場整備台数198台の内112台を来客用の届出駐車台数、6台を自動二輪車兼用の駐車台数、20台を従業員用の駐車台数、60台を臨時駐車台数とする。</p> <p>2. 駐輪場の位置及び収容台数 (変更前)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>位置</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>A棟西側(添付図面3に記載のとおり)</td> <td>18台</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>B棟南西側(添付図面3に記載のとおり)</td> <td>12台</td> </tr> </tbody> </table>		No.	位置	収容台数	1	A棟・B棟西側(添付図面3に記載のとおり)	70台	合計		70台	No.	位置	収容台数	1	A棟・B棟・C棟西側(添付図面4に記載のとおり)	112台	合計		112台	No.	位置	収容台数	1	A棟西側(添付図面3に記載のとおり)	18台	2	B棟南西側(添付図面3に記載のとおり)	12台
No.	位置	収容台数																										
1	A棟・B棟西側(添付図面3に記載のとおり)	70台																										
合計		70台																										
No.	位置	収容台数																										
1	A棟・B棟・C棟西側(添付図面4に記載のとおり)	112台																										
合計		112台																										
No.	位置	収容台数																										
1	A棟西側(添付図面3に記載のとおり)	18台																										
2	B棟南西側(添付図面3に記載のとおり)	12台																										

変更  
しよう  
とする  
事項

	合計	30台
--	----	-----

※駐輪場No.1は整備台数29台の内18台を来客用の届出駐輪台数、11台を臨時駐輪場、駐輪場No.2は整備台数20台の内12台を来客用の届出駐輪台数、8台を臨時駐輪場とする。

※従業員用駐輪場は敷地内の余剰地に別途確保する。

(変更後)

No.	位置	収容台数
1	A棟西側(添付図面4に記載のとおり)	24台
2	B棟南西側(添付図面4に記載のとおり)	17台
3	C棟南西側(添付図面4に記載のとおり)	8台
	合計	49台

※駐輪場No.1は整備台数29台の内24台を来客用の届出駐輪台数、5台を臨時駐輪場、駐輪場No.2は整備台数20台の内17台を来客用の届出駐輪台数、3台を臨時駐輪場、駐輪場No.3は整備台数10台の内8台を来客用の届出駐輪台数、2台を臨時駐輪場とする。

※従業員用駐輪場は敷地内の余剰地に別途確保する。

### 3. 荷さばき施設の位置及び面積 (変更前)

No.	位置	面積
1	A棟南側(添付図面3に記載のとおり)	22平方メートル
2	B棟南側(添付図面3に記載のとおり)	18平方メートル
	合計	40平方メートル

(変更後)

No.	位置	面積
1	A棟南側(添付図面4に記載のとおり)	22平方メートル
2	B棟南側(添付図面4に記載のとおり)	18平方メートル
3	C棟北側(添付図面4に記載のとおり)	14平方メートル
	合計	54平方メートル

### 4. 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (変更前)

No.	位置	容量
1	A棟南側(添付図面3に記載のとおり)	20立方メートル
2	B棟南側(添付図面3に記載のとおり)	5立方メートル
	合計	25立方メートル

(変更後)

No.	位置	容量
1	A棟南側(添付図面4に記載のとおり)	20立方メートル
2	B棟南側(添付図面4に記載のとおり)	5立方メートル
3	C棟北東側(添付図面4に記載のとおり)	3立方メートル
	合計	28立方メートル

### 3. 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1. 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前)	
荷さばき施設No.(添付図面3上No.)	荷さばき可能時間帯
1	午前6時00分～午後10時00分
2	午前6時00分～午後10時00分
(変更後)	
荷さばき施設No.(添付図面3上No.)	荷さばき可能時間帯
1	午前6時00分～午後10時00分
2	午前6時00分～午後10時00分
3	午前6時00分～午後10時00分
変更年月日	平成29年12月1日
変更理由	店舗増設のため

2. 届出年月日

平成29年5月25日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成29年6月12日から平成29年10月12日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成29年10月12日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ